

多チャンネル放送サービス約款

旧

第4条 (解約)

4. 加入者は、第8条及び第12条に定める料金を、当該解約の日までの分まで支払うものとします。ただし、解約月以降の利用料が既に支払われている場合にはこの分を返戻します。

第10条 (同時加入に伴う利用料金の割引)

2. 次の場合、前項で定める利用料金の割引は適用されないものとします。
 (1) テレビ基本サービス若しくはスターキャットインターネットサービスを一時利用休止している場合。
 (2) テレビ基本サービス、スターキャットインターネットサービス、KDDI株式会社より当社を介して提供するケーブルプラス電話サービスもしくは、ソフトバンク株式会社より当社を介して提供するケーブルラインサービスのいずれかの月額基本料が、日割りにて請求される場合。
 (3) 新規、変更、追加申込の受付を終了したサービスに加入している場合。

第12条 (料金の計算)

テレビ基本サービスの月額基本利用料は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間により1ヶ月に満たない場合には、利用日数に応じた日割り計算により支払うものとします。

附則

新設

料金表

※上記同時加入に伴う利用料金の割引は、対象となるテレビサービス、インターネットサービス、ケーブルプラス電話サービスのいずれかのサービスの月額利用料が日割り計算される場合は、適用されません。

新

4. 加入者は、第8条及び第12条に定める料金を、当該解約の日の属する月の分まで支払うものとし、原則日割り計算による精算は行いません。ただし、解約月以降の利用料が既に支払われている場合にはこの分を返戻します。

2. テレビ基本サービス若しくはスターキャットインターネットサービスを一時利用休止している場合は、前項で定める利用料金の割引は適用されないものとします。

テレビ基本サービスの月額基本利用料は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間により1ヶ月に満たない場合には、利用日数に応じた日割り計算により支払うものとします。ただし、本サービスを解約する月については、日割り計算は行わないものとする。

(実施期日)

この改正規定は、2021年10月1日より実施します。

削除

地上波テレビ放送サービス及びBSパススルー放送サービス加入契約約款

旧

第12条 (料金の計算)

各種利用料の計算は1ヶ月単位とします。
 2. 料金計算の開始は提供サービスを始めた月とし、終了は契約の解約又は解除の月とします。
 3. 加入契約料、工事費及び手数料等の発生があった場合は本条第1項の金額に合算するものとします。
 4. 当社は、原則として加入者に対し請求書及び領収書の発行はしないものとします。

附則

新設

料金表

※上記同時加入に伴う利用料金の割引は、対象となるテレビサービス、インターネットサービス、ケーブルプラス電話サービス、ケーブルラインサービスのいずれかのサービスの月額利用料が日割り計算される場合は、適用されません。

各種利用料の計算は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間により1ヶ月に満たない場合には、利用日数に応じた日割り計算により支払うものとします。ただし、本サービスを解約する月については、日割り計算は行わないものとする。

附則(2021年10月1日)

(実施期日)

1. この約款は、2021年10月1日より施行します。

削除

スターキャットインターネットサービス契約約款

第29条 (利用停止)

1項7号

その他、本約款の規定に違反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

その他、本約款の規定に違反する行為又は、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

第21条 (加入者が行う加入契約の解除)

4. 加入者は、第38条(料金等)及び第40条(月額利用料金の計算方法)に定める料金を、当該契約解除の日までの分まで支払うものとします。ただし、契約解除月以降の利用料が既に支払われている場合にはこの分を返戻します。

4. 加入者は、第38条(料金等)及び第40条(月額利用料金の計算方法)に定める料金を、当該契約解除の月の末日までの分まで支払うものとします。ただし、契約解除月以降の利用料が既に支払われている場合にはこの分を返戻します。

第40条 (月額利用料金の計算方法)

第40条 月額利用料金は次により計算した料金とします。		
月の区分	日の区分	料金額
利用を開始した月の料金	その月の初日から利用を開始した場合	月額
	その月の初日以外の日から利用を開始した場合	日割
利用を開始した月の翌月及びこれに引き続く各月の料金	その月の初日から末日までの期間を利用した場合	月額
	その月に加入契約を解除した場合	日割
利用を再開した月の料金		月額
(備考) 当社が承諾した利用開始日に加入者が利用を開始しなかった場合は、当社が承諾した利用開始日をもって利用を開始した日とみなします。		

第40条 (利用料金の計算方法)

第40条 利用料金は次により計算した料金とします。		
月の区分	日の区分	料金額
利用を開始した月の料金	その月の初日から利用を開始した場合	月額
	その月の初日以外の日から利用を開始した場合	日割
利用を開始した月の翌月及びこれに引き続く各月の料金	その月の初日から末日までの期間を利用した場合	月額
	加入契約を解除した場合	月割
利用を再開した月の料金		月額
(備考) 当社により端末接続装置を設置した日又は当社が指定した利用開始日をもって利用を開始した日とみなします。また、契約者が自身で端末接続装置を設置する場合は、契約者が端末接続装置を受領した日を1日目とし、受領日から6日目を利用開始日とみなします。		

附則

新設

附則 (2021年10月1日)

(実施期日)

この約款は、2021年10月1日から実施します。